

第六次国有林野施業実施計画書（案）

第二次変更計画

（尾張西三河森林計画区）

[変更年月]

第一次変更 令和 6 年 3 月

第二次変更 令和 7 年 3 月

林野庁中部森林管理局

目 次

I	変更事由	1
	・治山に関する事項について	
II	変更事項	
4	治山に関する事項	2

尾張西三河森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第二次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

・治山に関する事項について

治山事業の保全施設の整備の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

4 治山に関する事項

(単位:保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計画量
小原1、小原5、品野5、犬山4、犬山6	保全施設	渓 間 工	5
犬山4	保全施設	山 腹 工	1
品野2	保全施設	そ の 他	1
尾張西三河森林計画区管内の保安林区域内	保 安 林 の 整 備	そ の 他	98.24
合 計	保全施設	渓 間 工	5
		山 腹 工	1
		そ の 他	1
	保 安 林 の 整 備	そ の 他	98.24

(注) 1 位置は、単位流域を表す。

2 保全施設の計画量（箇所）は、単位流域の数を表す。

3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。